

三番瀬専門家会議設置要綱

(目的)

第1条 千葉県三番瀬再生計画（第3次事業計画）の推進にあたり、科学的な知見が必要となる事項について、学識経験者からの評価・助言を得ることを目的として、三番瀬専門家会議を設置する。

なお、三番瀬専門家会議は地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関の性質を有しない。

(評価・助言を得る事項)

第2条 三番瀬専門家会議において評価・助言を得る事項は、次のとおりとする。

- (1) 干潟的環境（干出域等）の形成に関する事項
- (2) 自然環境のモニタリングに関する事項
- (3) その他知事が必要と認める事項

(委員)

第3条 三番瀬専門家会議は学識経験者の中から知事が指名する者10名以内で構成する。

2 知事は、年度毎に委員を指名する。

(会議)

第4条 三番瀬専門家会議は、必要に応じて知事が開催する。

- 2 会議の円滑な進行を図るため、委員の互選により座長を選出し、座長が議事を運営する。
- 3 知事は、委員の助言を受けて会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第5条 三番瀬専門家会議の事務局は、環境生活部環境政策課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、三番瀬専門家会議の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成29年3月31日限りでその効力を失う。